

第3 これまでの計画に基づく取組と評価

第三期計画では、条例で定める11の基本的施策の中心に「結婚」、「妊娠・出産」、「子育て」、「子育て・自立」の4つのライフ・ステージと、それを支える「地域の環境づくり」の5つのステージを設定し、各ステージに盛り込まれた29項目の施策の目標を定めるとともに、目標達成に向けた主な取組77本を掲げて、施策を推進してきました。

また、取組の数値目標である事業指標や効果を検証するための成果指標を設定したところです。

ここでは、これまでの取組全体と、「国の施策に関する提案」に係る3つの施策目標を除く28項目74本の主な取組について評価しました。

1 取組全体の評価

第三期計画においては、11の基本的施策を中心に5つのステージを設定し、各ステージに盛り込まれた少子化に関連する施策や事業を総動員し、官民一体となった取組を総合的かつ計画的に推進してきました。

また、毎年度の推進状況を把握し、課題や問題点を北海道人口減少問題対策本部少子化対策推進部会で整理し、北海道子どもの未来づくり審議会の意見を踏まえながら、計画の着実な推進に努めてきたところであり、一部事業において遅れが見られるものの、多くの取組については概ね計画どおりに推進することができました。

しかし、未婚化や晩婚化の進行、核家族世帯の増加、さらには、若年者の完全失業率に見られる不安定な経済雇用情勢などにより、合計特殊出生率は全国平均を下回り、依然として、本道の少子化の流れを変えるには至っていない状況にあります。

このため、74本の主な取組について、十分な点検・検証を行い、各施策の効果的かつ効率的な実施を検討するとともに、今後の国の動向も踏まえ、道における人口減少問題への対応など、各種取組とも連動しながら、総合的かつ計画的な少子化対策の推進に一層取り組んでいく必要があります。

2 目標設定項目の推進状況

①学校教育や保育を必要とする量の見込み及び確保方策

	計画（上段R1、下段H30）				H30実績				
	幼児期の学校教育を希望する子ども (1号認定)	保育を必要とする子ども			幼児期の学校教育を希望する子ども (1号認定)	保育を必要とする子ども			
		3歳以上 (2号認定)	1・2歳	0歳 (3号認定)		3歳以上 (2号認定)	1・2歳	0歳 (3号認定)	
	量の見込み	61,740 63,161	41,273 41,947	25,547 26,163	6,851 7,004	—	—	—	—
確保方策	認定こども園 幼稚園・保育所	74,062 74,204	46,155 46,312	24,268 24,338	7,333 7,337	70,184 94.6(%)	45,554 98.4(%)	25,479 104.7(%)	7,470 101.8(%)
	特定地域型 保育事業			1,984 1,971	602 596			2,314 117.4(%)	733 123.0(%)
	認可外保育 施設		4,837 4,984	1,813 1,871	454 478		3,731 74.9(%)	1,656 88.5(%)	262 54.8(%)
	計	74,062 74,204	50,992 51,296	28,065 28,180	8,389 8,411	70,184 94.6(%)	49,285 96.1(%)	29,449 104.5(%)	8,465 100.6(%)

※下段の率は、左記のH30の計画値に対する進捗率

②認定こども園及び地域子ども・子育て支援事業

項目	平成30年度		令和元年度目標	進捗率
	目標	実績		
認定こども園設置数	283ヶ所	345ヶ所	298ヶ所	121.9%
時間外保育	836ヶ所	837ヶ所	856ヶ所	100.1%
病児・病後児保育	60ヶ所	62ヶ所	86ヶ所	103.3%
一時預かり	527ヶ所	692ヶ所	540ヶ所	131.3%
子育て短期支援	40市町村	39市町村	47市町村	97.5%
利用者支援事業	47市町村	46市町村	53市町村	97.9%
放課後児童クラブ	1,011ヶ所	1,032ヶ所	1,016ヶ所	102.1%
地域子育て支援拠点	397ヶ所	405ヶ所	398ヶ所	102.0%
ファミリー・サポート・センター	64市町村	65市町村	76市町村	101.6%

※進捗率は平成30年度目標に対する実績の率

③児童養護施設等における、本体施設、小規模グループケア及び里親やファミリーホーム等への委託の割合

項目	平成30年度実績	令和元年度目標	進捗率
本体施設	64.4%	66.4%	—
小規模グループケア及び 地域小規模児童養護施設	5.7%	7.5%	76.0%
里親及びファミリーホーム	29.9%	26.1%	114.6%

※進捗率は令和元年度目標に対する平成30年度実績の率

④その他目標設定項目

項目	平成30年度実績	令和元年度目標	進捗率
婚活セミナーの開催	延べ45ヶ所	延べ35ヶ所	128.6%
次世代教育のための出前講座実施数 (大学数)	延べ91校	延べ120校	75.8%
総合周産期母子医療センターの整備 (指定)	4ヶ所	6ヶ所	66.6%
助産師外来の開設第二次医療圏数	13圏域	21圏域	61.9%
待機児童数	152人	ゼロ	—
夜間保育	6ヶ所	10ヶ所	60.0%
休日保育	32ヶ所	55ヶ所	58.2%
放課後子供教室	112市町村	全市町村	62.6%
母子・父子自立支援プログラムの策 定数	494件	250件	197.6%
女性(25～34歳)の就業率	74.5%	全国平均値以上	96.0%
育児休業制度取得率	男性 3.5% 女性 91.3%	男性 10% 女性 90%	男性 35% 女性 101.4%
年次有給休暇取得率	49.1%	67.0%	73.3%
子育てを支援する企業の割合	大企業 97.3% 中小企業 3.42%	大企業 100% 中小企業 25%	大企業 97.3% 中小企業 13.7%
1歳6か月児健康診査受診率	97.6%	100%	97.6%
3歳児健康診査受診率	97.1%	100%	97.1%
子ども部会の運営	1部会2回開催	子どもの意見を施 策に適切に反映	—
ブックスタート事業の実施状況	178市町村	全市町村	99.4%
国際理解教育の実施状況	100%	100%	—
食育推進計画を策定している市町村 数	123市町村	全市町村	68.7%
インターンシップの実施状況	64.0%	50.0%	106.8%
「北海道家庭教育サポート企業等制 度」登録企業数	2,424社	2,500社	97.0%
ネットトラブルの未然防止の取組状 況	小：100% 中：100% 高：100%	100%	100.0%
せわずき・せわやき隊等の組織化	95市町村	全市町村	53.1%
少子化対策パネル展の開催	延べ149ヶ所	延べ150ヶ所	99.3%
地域と連携した通学路の安全確保の 取組状況	小：100.0% 中：99.6%	100%	—
「北海道赤ちゃんのほっとステー ション」登録施設のある市町村数	86市町村	全市町村	48.0%

※上記は計画期間である5カ年で達成すべき目標を設定

※進捗率は令和元年度目標に対する平成30年度実績の率

3 各ステージごとの評価

(1) 結婚のステージ

施策目標	主な取組
1 出会いへのサポートなどの結婚支援	(1)適切な情報提供や相談体制の整備 (2)広域連携による結婚サポート事業の推進
2 結婚を応援する気運の醸成	(3)結婚支援に関する正確な情報提供 (4)次世代教育の実施

【主な施策の取組状況】

- 平成27年9月に「結婚サポートセンター」を設置
 - ・延べ相談件数
⑳863件、㉑675件、㉒813件、㉓627件（本人等相談、事業者相談）
 - ・自治体等向けフォーラムの開催
各年1回（参加者数：㉔63名、㉕56名、㉖102名、㉗73名）
- 結婚応援サイトを運営
- 大学生等を対象に、自分の将来を考える機会の提供のため、出前講座を実施
（㉘20校、㉙14校、㉚29校、㉛28校）

【施策の効果】

- 婚活セミナー等に参加した婚活者に前向きな意識の醸成が図られ、自治体等の婚活イベント企画の参考となっています。また、出前講座で若者のライフデザインを考えるきっかけづくりに資することができました。

【施策の課題】

- 結婚サポートセンターが行うセミナー等や出前講座の参加者の満足度は高くなっていますが、結婚支援事業を行う自治体等関係機関への相談援助の充実や出前講座の対象を高校生等に広げるなど、より社会全体の気運の醸成に資する事業展開が必要です。

(2) 妊娠・出産のステージ

施策目標	主な取組
3 妊娠・出産を応援する気運の醸成	(5)妊娠・出産に関する正確な情報提供
4 妊娠・出産に関する支援体制の整備	(6)母子保健サービスの推進体制の整備 (7)相談体制等の整備 (8)産後ケア体制の充実

【主な施策の取組状況】

- 「母になる人への贈りもの運動」を実施
- 道立保健所に設置している「女性の健康サポートセンター」において、女性の健康上の相談、健康保持や予防に関する普及啓発などを実施
- 妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援が行われるよう、市町村における「子育て世代包括支援センター」の設置を促進
 - ・ ㉗4市町村、㉘17市町村、㉙24市町村、㉚36市町村
- 分娩可能な医療機関がない地域の妊産婦に健診や出産に係る交通費・宿泊費を助成する市町村に対し補助を実施
 - ・ ㉛66市町村、㉜80市町村、㉝85市町村
- 産後の母子に対する心身のケアや育児のサポート等を実施する「産後ケア事業」を促進
 - ・ ㉞1市、㉟3市町、㊱12市町村、㊲29市町村

【施策の効果】

- 母になる人への贈りもの運動では、妊婦向け割引券付き情報誌を配布することにより、適切な情報提供や妊娠・出産を応援する気運の醸成につながりました。
- 女性の健康サポートセンター等の相談支援体制の充実や妊婦健診に係る交通費助成などにより、妊娠・出産に係る環境整備が図られました。

【施策の課題】

- 母になる人への贈りもの運動の認知度を高め、協賛企業拡大に向けて企業等へ積極的に働きかけることが必要です。
- 妊娠・出産や子育てに関する様々な不安や悩みに応えるため、子育て世代包括支援センターや産後ケア事業など、身近な地域で切れ目ない支援を提供できる体制の充実を図ることが必要です。

施策目標	主な取組
5 周産期医療体制の整備	(9)総合周産期母子医療センター及び地域 周産期母子医療センター等の整備
6 不妊治療等への支援	(10)産婦人科医師の確保等 (11)相談体制の整備 (12)経済的負担の軽減

【主な施策の取組状況】

- 周産期母子医療センターの施設等整備や運営を支援
 - ・施設整備：⑳1か所、㉑1か所、㉒1か所、㉓1か所
 - ・運営費補助：㉔20か所、㉕19か所、㉖18か所、㉗24か所
- 不妊専門相談センターを設置（旭川医科大学附属病院）、不妊症や不育症に関する専門相談を実施
 - ・相談件数（不妊症）：㉘27件、㉙46件、㉚35件、㉛45件
 - ・相談件数（不育症）：㉜5件、㉝8件、㉞12件、㉟8件
- 不妊治療（体外受精、顕微授精）や不育症の治療を受けている夫婦の治療費の一部を助成
 - ・助成件数（不妊症）：㉟2,033件、㊱1,886件、㊲1,923件、㊳1,751件
 - ・助成件数（不育症）：㊴37件、㊵66件

【施策の効果】

- 総合周産期母子医療センターや地域周産期母子医療センターの整備により、ハイリスクな分娩等に対応する周産期医療体制が確保されています。
- 不妊症や不育症に悩み、治療を望む方に対し、専門的な医療相談や不妊・不育治療経験者等によるピア・サポートを行うとともに、治療費の助成を行うことにより、心理的・経済的負担の軽減が図られました。

【施策の課題】

- 一部の地域周産期母子医療センターで、医師不足等により分娩の取り扱いを制限しているため、安定した体制整備が必要です。
- 子どもを持つことを希望しながら子どもに恵まれない方の心の悩みに対応する相談体制の充実や特定不妊治療費負担軽減に係る国の助成制度の拡充、医療保険適用範囲の拡大等、安定的な制度運用と充実が必要です。

(3) 子育てのステージ

施策目標	主な取組
7 地域の子育てを応援する気運の醸成	(13)子育てに関する正確な情報提供 (14)父親の育児への積極的参加の促進 (15)「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」の実現に向けた理解や普及啓発の促進

【主な施策の取組状況】

- 結婚、妊娠・出産、子育てに関する様々な情報を、総合ポータルサイトにより提供
- 地域において子育て支援活動に意欲的に取り組んでいる団体等に対し表彰（ほっかいどう未来輝く子育て大賞）²⁷3団体、²⁸2団体 1個人 1企業、²⁹4団体、³⁰3団体 1企業
- 市町村における「子育て世代包括支援センター」の設置を促進
- 仕事と家庭の両立ができる職場環境整備のため企業に対する「ワーク・ライフ・バランス」の普及啓発を促進
- 男女平等参画社会づくりの推進のため、情報誌の発行及び先駆的活動を表彰（男女平等参画チャレンジ賞）²⁷団体1・個人1、²⁸団体1・個人1、²⁹団体1・個人1、³⁰個人2
- 道立女性プラザの運営及び公益財団法人北海道女性協会が実施する事業を支援

【施策の効果】

- 総合ポータルサイトを開設し、子育て支援サービス等に関する情報を効果的に周知・広報したほか、ほっかいどう未来輝く子育て大賞により、地域における子育て支援活動の紹介や地域の活動の促進に寄与しました。
- 仕事と家庭を考えるシンポジウムを札幌市と共同で開催した行事に組み込んだことにより、札幌市との連携が図られ、仕事と家庭の両立に向けた普及啓発を効果的に行うことができました。
- 男女が社会のあらゆる分野で性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる「男女平等参画社会」の実現に向け、意識の変革や環境づくりに資することができました。

【施策の課題】

- 総合ポータルサイトやほっかいどう未来輝く子育て大賞の認知度をさらに高め、社会全体で子育てを応援する更なる気運の醸成が必要です。
- 妊娠・出産や子育てに関する様々な不安や悩みに答えるため、子育て世代包括支援センターなど、身近な地域で切れ目ない支援を提供できる体制の充実を図ることが必要です。
- 「男女平等参画社会」づくりの重要性について、更なる理解の促進が必要です。

施策目標	主な取組
8 待機児童の解消等	(16) 保育サービスの充実
9 幼児教育・保育の充実	(17) 教育・保育の一体的提供の促進 (18) 多様な保育サービスの提供 (19) 教育・保育を支える人材の確保及び質の向上 (20) 良質なサービスの確保 (21) 子育て支援等に関する情報提供

【主な施策の取組状況】

- 保育所及び認定こども園等の計画的な整備やサービス提供体制の確保を実施
 - ・ 保育所整備：⑳12 か所、㉘7 か所、㉙4 か所、㉚11 か所
 - ・ 小規模保育事業所整備：㉘5 か所、㉙4 か所、㉚5 か所
 - ・ 認定こども園（保育所分）整備：㉘24 か所、㉙17 か所、㉚21 か所、㉛13 か所
 - ・ 認定こども園（幼稚園分）整備：㉘13 か所、㉙27 か所、㉚6 か所、㉛13 か所
- 小規模保育、家庭的保育、一時預かり、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等の支援の担い手となる人材を確保するため、子育て支援員研修を実施
- 保育所及び認定こども園における職員配置に係る特例を実施
 - ・ ㉘5 市町7施設、㉙9 市町18施設、㉚10 市町24施設
- 保育士資格の取得を目指す学生の支援や、保育補助者の雇上支援、未就学児を持つ保育士への支援及び潜在保育士への就職支援を行う貸付事業を実施
- 保育士の専門性や保育の質の向上を図るとともに、キャリアパスの明確化による職場定着を図るため、保育現場におけるリーダー的職員の育成を目的としたキャリアアップ研修を実施：㉚修了者数4,261名
- 道内全14管内で、保育所、認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、小学校の教職員及び市町村の幼児教育担当職員を対象に「幼児教育を語る会」を開催。「北海道幼児教育振興基本方針」に係る行政説明及び幼小接続の在り方などについての意見交流を実施：㉙参加者700名、㉚参加者717名

【施策の効果】

- 様々な働き方や生活形態に応じた保育サービスの確保により、働きながら安心して子育てができる環境整備が図られ、女性の就業率の向上にも寄与しています。
- 保育サービスを提供する幼稚園に対し補助を行うことにより、保護者負担の軽減が図られました。
- 保育教諭、幼稚園教諭や保育士に対する各種研修により資質の向上が図られ、貸付事業や保育士・保育所支援センターの設置、保育士等キャリアアップ研修等により、教育・保育を支える人材の確保に向けた取組が進んでいます。

【施策の課題】

- 子育て安心プラン実施計画の着実な推進により待機児童を早期に解消するため、保育の受け皿整備と併せて、保育人材の確保に向けた取組を推進していく必要があります。
また、潜在待機児童は増加傾向にあり、幼児教育の無償化による影響も加味しつつ、潜在的なニーズも含めた保育需要の把握が必要です。
- 夜間保育や休日保育については、地域によって取組の差が生じていることから、様々な働き方や生活形態に応じた保育サービスが受けられるよう、引き続き、提供体制の計画的な整備の促進が必要です。

施策目標	主な取組
10 放課後児童の健全育成	(22)放課後児童の健全育成
11 地域における子育て支援体制等の充実	(23)子育て支援拠点等の整備 (24)相談体制の整備

【主な施策の取組状況】

- 放課後児童クラブ、放課後子供教室の運営を支援
- 新・放課後子ども総合プラン関係者の資質向上や情報交換を図るための研修会の開催（各年11回開催）

【施策の効果】

- 放課後の安全・安心な居場所の確保や児童の健全育成、保護者の悩みの解消や不安の軽減、地域における育児の相互援助活動の推進、家庭の教育力の充実につながりました。

【施策の課題】

- 放課後児童クラブの待機児童が年々増加傾向のため、受け皿の量的拡充が必要であり、地方においては、放課後児童支援員のなり手が不足しており、人材の確保と資質の向上に向けた取組を進める必要があります。

施策目標	主な取組
12 ひとり親家庭等への支援の充実	(25)相談機能の充実 (26)就業支援の充実 (27)生活・経済的支援の充実 (28)母子・父子福祉団体等の支援・連携の充実

【主な施策の取組状況】

- 全道6か所の母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業相談、就業支援講習会等、一貫した就業支援等を実施するとともに、児童扶養手当受給者等に対し、個々のケースに応じた自立支援プログラムを策定
- 自立支援教育訓練給付金や、必要な資格の取得を促進するため高等職業訓練促進給付金を支給
- 道立女性相談援助センターにおける要保護女子及び暴力被害女性の相談、保護、自立支援を実施

【施策の効果】

- 就業相談や高等職業訓練促進給付金等による経済的支援により、就業率の上昇や雇用形態における正規の職員・従業員の割合の増加など、ひとり親家庭等の自立の促進に資することができました。
- 道立女性相談援助センターにおいて、民間シェルターや社会福祉施設などと協働しながら、配偶者暴力防止や被害者の保護・自立支援に資することができました。

【施策の課題】

- ひとり親家庭の多くは厳しい就業状況や生活実態に置かれており、引き続き、総合的な支援策を推進することが必要です。
- 相談、自立支援等の活動が適切に行われるよう、職務関係者に対する研修を一層推進する必要があります。

施策目標	主な取組
13 家庭での養育に恵まれない子どもへの支援の充実	(29) 社会的養護体制の整備 (30) 家庭的養護の推進

【主な施策の取組状況】

- 児童養護職員等の職員に対して、ケアの責任者である基幹的職員となるための研修の実施や児童相談所職員を対象とした各種研修時に聴講を可能とするなど研修機会を充実
- 民間児童養護施設等の職員に対して、人材確保と育成を目的とした処遇改善を実施
- 児童養護施設等の小規模化や地域分散化、里親やファミリーホームの活用を推進
 - ・ 小規模グループケア等（H30 年度末：19 か所）
 - ・ ファミリーホーム（H30 年度末：25 か所）

【施策の効果】

- できる限り家庭的な環境のもとでの養育を推進することにより、子どもの健やかな成長に資することができています。

【施策の課題】

- 国の新たな「社会的養育推進計画の策定要領」により、新たな取組や目標の設定が必要です。



施策目標	主な取組
14 障がい等のある子どもへの支援等の充実	(31)特別支援教育の確保等 (32)障がい児への支援

【主な施策の取組状況】

- 市町村で配置している特別支援教育支援員を対象とした研修会を開催
 - ・㉗4会場、㉘5会場、㉙5会場、㉚7会場
- 発達障がいを含む障がいのある幼児や児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じて、乳幼児期から就労に至るまでの一貫した支援体制の充実を図るための事業を実施
- 身近な地域において適切な相談支援及び発達支援を受けることができるよう、市町村が指定する子ども発達支援センターにおいて実施
- 身近な地域における関係機関による継続的な支援に結びつけるよう、発達障害者支援センターにおいて、専門的な助言を実施
- 医療的ケアの必要な在宅重症心身障がい児（者）に対し、社会活動への参加を確保するため、医療的ケア支援事業を実施する市町村に補助金を交付
 - ・㉗7市町13名、㉘7市町13名、㉙7市町13名、㉚7市町12名

【施策の効果】

- 各学校においては、特別支援教育コーディネーターの指名や、巡回相談等の活用により、校内における特別支援教育の推進につながっています。
- 子ども発達支援センター（91施設、168市町村）により、障がい児が身近な地域で支援を受けられ、処遇困難事例などは、発達障害者支援センター（3カ所）からの技術的助言や指導が受けられる体制となっており、地域での障がい児支援に資することができています。

【施策の課題】

- 特別な教育的支援を必要とする児童生徒への指導や支援、また、障がいの重度・重複化、多様化に対応できるよう、特別支援教育支援員等の専門性向上に資する研修機会の拡充が必要です。
- 障がいのある又は疑いのある子どもとその保護者に対する関係機関と連携した指導や支援、各分野の専門家による助言を得ることが困難な市町村への支援の強化が必要です。
- 障がい児への個別の直接支援に留まらず、幼稚園や学校などの地域の関係機関への支援や連携が求められることから、子ども発達支援センターの質の向上が必要です。
- 医療的ケアが必要な児童に対応する医療機関等が限られることから、研修会等の開催などに引き続き取り組み、関係者間の連携体制の構築をより一層進めることが必要です。

施策目標	主な取組
15 雇用環境の整備	(33)ワーク・ライフ・バランス等に関する気運の醸成 (34)企業等における取組の促進 (35)両立のための環境整備 (36)積極的な企業に対する優遇制度の推進

【主な施策の取組状況】

- 企業における働き方改革を支援するため、「ほっかいどう働き方改革支援センター」を設置し、電話、来所等で相談を受けるとともに、出張相談会、アドバイザー（社会保険労務士、中小企業診断士）の派遣を実施
 - ・相談件数：⑳104件 ㉑137件 ㉒187件 ・出張相談会：㉓6地域 ㉔6地域 ㉕14地域
 - ・アドバイザー派遣：㉖7社11回 ㉗47社51回 ㉘38社40回
- 人手不足の業界団体と連携したモデルとなる改革プランの作成、普及・啓発のためのセミナーを開催（㉙㉚）
- 女性の職業生活における活躍や労働者の仕事と家庭の両立に積極的に取り組んでいる企業を「北海道なでしこ応援企業」として表彰
 - ・㉛3企業（両立支援推進企業表彰）㉜4企業、㉝3企業、㉞4企業
- 両立支援促進アドバイザー（㉟13社23回㊱5社10回）、働き方改革アドバイザー（㊲47社51回、㊳38社40回）の派遣
- 一般事業主行動計画の策定状況
 - ・㊴2,614企業（うち策定義務の企業1,566社（93.5%））
 - ・㊵2,938企業（うち策定義務の企業1,646社（97.7%））
- 「北海道あったかファミリー応援企業登録制度」への登録を促進
 - ・㊶283社、㊷411社、㊸421社、㊹487社

【施策の効果】

- 「ほっかいどう働き方改革支援センター」を設置し、企業からの相談に対応するとともに、業界団体と連携して働き方改革プランを作成するなど、雇用環境等の整備に資することができました。

【施策の課題】

- 人手不足の一層の深刻化による地域産業の停滞が懸念されることから、若者や女性などの活躍促進に向けた就業機会の確保や賃金の引き上げといった就業環境の改善に取り組み、働きやすい環境づくりを推進する必要があります。
- 引き続き、有給休暇等の取得を促進する取組を行う必要があります。

施策目標	主な取組
16 乳児及び幼児等の健康の確保	(37)小児医療の提供体制の整備 (38)母子保健サービスの推進体制の整備 (39)食育の推進
17 子育て世帯の経済的な負担の軽減	(40)経済的な負担の軽減

【主な施策の取組状況】

- 夜間に専門の医師等から助言を受けられる小児救急電話相談体制を整備
 - ・㉗10,299件、㉘14,393件、㉙15,914件、㉚16,614件
- 長期療養児療育指導のため、療育相談会や訪問指導を実施
 - ・㉗137回、㉘44回、㉙97回、㉚48回
- 先天性代謝異常等検査のため、新生児に対し、血液によるマス・スクリーニング検査を実施
 - ・実施件数：㉗23,301人、㉘21,176人、㉙21,327人、㉚19,879人
- どさんこ食育推進プランに基づき、北海道の特性を活かし、ライフステージごとに様々なことを学ぶ「食育」を総合的に推進
- 乳幼児（通院及び入院）、小学生（入院）、ひとり親家庭の児童（通院及び入院）及び親（入院）の医療費を助成
- 小児慢性特定疾病児童等の医療費を助成
 - ・受給者証交付件数 ㉗2,149件、㉘2,109件、㉙2,121件、㉚2,132件
- 多子世帯の経済的負担を軽減するため、第2子以降の3才未満の乳幼児に係る保育料の無償化を行う市町村への支援（札幌市除く） ㉙150市町村、㉚157市町村

【施策の効果】

- 電話による看護師や小児科医師の適切な助言により、保護者の不安が軽減され軽症の小児患者の時間外受診の緩和が図られています。
- 乳幼児健康診査や先天性代謝異常等検査の実施により、疾病の早期発見など乳幼児の健全育成が図られ、乳幼児やひとり親家庭等への医療費助成により、子育て世帯の経済的な負担が軽減されました。
- 多子世帯の経済的負担軽減により、安心して多くの子どもを生き育てられる環境の整備が図られ、家庭の経済状況に関わらず、質の高い幼児教育を提供することができました。

【施策の課題】

- 乳幼児の健全育成をより充実させるため、健診未受診児全員の状況確認や新生児聴覚検査の受診率向上などについて市町村への働きかけが必要です。
- 乳幼児家庭やひとり親家庭等への医療費助成について、市町村が独自に拡大を進めてきた結果、自治体間で格差が生じており、全国一律の助成制度が必要です。

施策目標	主な取組
18 総合的な虐待防止の推進	(41) 児童虐待防止等に関する普及啓発 (42) 児童相談所の機能及び市町村支援の充実 (43) 養育支援を必要とする家庭の把握や支援のための体制整備 (44) 里親による養護援助体制の整備 (45) 児童養護施設や児童家庭支援センターによる養護援助体制の整備 (46) 被虐待児の心のケアや親子の再統合への支援 (47) 配偶者暴力相談支援センターとの連携

【主な施策の取組状況】

- 児童虐待防止推進月間である 11 月に、オレンジリボンキャンペーンとして街頭啓発を行うとともに、児童虐待防止シンポジウムを開催、児童相談所全国共通ダイヤル「189」、児童虐待の通告先や相談窓口の周知
- 子ども家庭支援における市町村と児童相談所の役割分担・連携に係るガイドラインを策定(29)
- 市町村の体制強化、市町村と児童相談所の役割分担と連携等を推進するための意見交換会を開催：29回(156市町村)
- 市町村を支援するため、要保護児童対策地域協議会への児童相談所の参画や、各児童相談所に「移動相談室」を開設したほか、市町村の相談担当職員育成のための研修事業の実施
- 医療的対応機能事業と法的対応強化事業の実施
 - ・医学的助言：27…2回、28…4回、29…2回、30…8回
 - ・法的助言：27…10回、28…51回、29…88回、30…82回
 (8児童相談所に弁護士を配置282930)
- 8児童相談所で道警各地域方面本部との担当者ブロック会議を実施
- 児相における虐待通告案件について、道警・市町村等(要保護児童対策地域協議会)との情報共有(31から開始)
- 虐待予防ケアマネジメントシステムの研修、市町村に対する困難事例に関する技術的支援等
- 児童虐待の発生予防の観点から、妊娠・出産・育児期に養育支援を必要とする者を早期発見するため、医療機関、市町村、保健所との連携を強化
 - ・養育者支援、医療機関連携システムによる情報提供数
 272,711件、282,830件、292,654件、30…2,737件
- 里親からの相談・援助の求めに応じて養育援助者を派遣し、生活支援や養育相談を実施
 - ・援助希望里親(派遣回数)：279組(延べ23回)、2816組(延べ40回)、
 2914組(延べ63回)、303組(延べ5回)

- 児童家庭支援センター（道内8か所に設置）で、来所、訪問、電話により、相談を実施
・相談件数（8か所）：⑳5,459件（1,638人）、㉑6,039件（3,467人）、
㉒6,811件（2,578人）、㉓6,302件（1,626人）
- 家族再統合研修を実施（入門研修）：㉔32人、㉕12人、㉖21人
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、相談や一時保護等に関する情報
（道ホームページによる相談窓口の周知、DV防止啓発カード、リーフレットの配付、
パネル展）を提供
- 地域における連携を促進するため、配偶者暴力相談支援センター・児童相談所等の関係
者により情報交換の会議を開催

【施策の効果】

- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実を図るための養育者支援保健・
医療連携システム事業や子育て世代包括支援センターの全道展開をめざすことにより、
児童虐待の発生予防に資しています。
- 街頭啓発やシンポジウムの開催等により、児童虐待防止の普及啓発が図られました。
- DVの未然防止のための啓発や被害者保護などの取組を推進するに当たり、関係部局、
各地域や民間企業・団体との連携・協力を効果的に実施しました。
- 地域において、子どもやその家族に対する見守りや適切な支援に繋げるため、児童相談所
への虐待通告案件について、道警察や要保護児童地域対策協議会など子どもに関わる
関係機関の間での情報共有を開始しました。

【施策の課題】

- 児童相談所への児童虐待相談対応件数が年々増加の一途をたどっており、子どもの生命
が奪われるといった重大な事件も後を絶たないなど、依然として深刻な社会問題となっ
ているため、子どもの命をも脅かす、決してあってはならない児童虐待の未然防止や早
期対応に、引き続き取り組む必要があります。
- 児童虐待防止の推進のため、関係機関との連携、市町村の児童相談体制強化への支援や
普及啓発等に引き続き取り組む必要があります。
- 本道の広域性や多様な相談への対応などを考慮し、引き続き、関係機関との連携や協力
体制の充実を図っていく必要があります。

(4) 子育て・自立のステージ

施策目標	主な取組
19 未来の親となる若者への就労支援	(48) 若年者の雇用の安定
20 子どもの権利及び利益の尊重	(49) 子どもの意見の適切な社会反映
21 家庭での養育に恵まれない子どもへの支援の充実	(50) 児童養護施設等退所児童への自立支援

【主な施策の取組状況】

- 若年者の職業観・勤労観の早期形成を図るため、専修学校を活用し中学生を対象とした就業体験の取組を支援 ㉗323 講座、㉘318 講座、㉙305 講座、㉚318 講座
- 北海道子どもの未来づくり審議会に「子ども部会」を設置し、知事へ建議
- 児童養護施設等を退所した子どもの自立に向け、就職した子どもに対する支度費や大学等に進学した子どもに対する支度費を支給
 - ・就職支度費 : ㉗54 人、㉘49 人、㉙61 人、㉚39 人
 - ・大学進学等自立生活支度費 : ㉗12 人、㉘9 人、㉙14 人、㉚9 人
- 児童養護施設等の退所者で安定した生活基盤の確保が困難な状況にある就職者又は進学者に対し、生活費等の貸付を実施 : ㉙12 人
- 児童養護施設等への入所措置又は委託措置を受けていた者で、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合、北海道児童養護施設退所者等自立生活援助事業により、22 歳に達する年度末まで引き続き支援を実施
 - ・社会的養護自立支援事業 : ㉙13 人 ㉚40 人
 - ・就学者自立生活援助事業 : ㉙3 人 ㉚2 人

【施策の効果】

- 就業体験の取組により、若年者の職業観・勤労観の早期形成が図られました。
- 子ども部会委員が少子化や子育て支援の現状を理解し、子どもの視点での意見やアイデア等を提言としてまとめ、施策に反映されています。
- 児童養護施設等退所児童に対し、進学のための貸付制度の活用促進や就職・進学に向けた就職支度費、大学進学等自立生活支度費を支給することにより、子どもの円滑な自立につながっています。

【施策の課題】

- 子どもの意見表明を適切に施策に反映する仕組みについて、さらに効果的な手法を検討する必要があります。
- 児童養護施設等退所児童の相談対応や情報提供等のアフターケアに引き続き取り組む必要があります。

施策目標	主な取組
22 子どもの健全育成等の促進	(51)望ましい生活習慣確立のための意識啓発 (52)児童館活動の促進 (53)文化・スポーツ等に親しむ環境の整備 (54)公園、遊び場の整備 (55)食育等の普及 (56)学童期・思春期から成人期に向けた保健対策充実

【主な施策の取組状況】

- 保護者をはじめとする地域住民が主体となって子どもの望ましい生活習慣の定着を図る取組を企画・実施する「子ども・地域サポート事業」の実施 ⑳46 市町村、㉑56 市町村
- 遊びを通じ健全育成をめざす児童館や児童センターの整備促進
 - ・児童館 ㉒125 か所 ㉓144 か所、児童センター ㉒121 か所 ㉓122 か所 ※札幌市除く
- 地域で読み聞かせやブックスタートの普及促進、北海道グローバル人材育成事業を実施
- どさんこ食育推進プランに基づき「食育」を総合的に推進、食に関する指導の充実を図るため、栄養教諭を小学校等へ配置 ㉒436 人 ㉓439 人 ㉒326 人 ㉓324 人(札幌市除く)
- 人工妊娠中絶、性感染症、飲酒等などの思春期保健対策の充実のためのピアカウンセリングなどを取り入れた健康教育、道立保健所による思春期相談を実施
 - ・相談件数：㉒177 件、㉓506 件、㉒475 件、㉓451 件

【施策の効果】

- 児童館等の活動の推進により、地域における子どもの遊びの環境の充実と健全育成が図られました。
- 市町村の保健、産業振興、教育など関係部署の連携が図られ、食育推進計画作成市町村数が増加し、また、栄養教諭の任用などが進み、学校における食育が推進されました。
- 相談体制の充実により思春期の様々な悩みを受け止め、子どもの心身の健康増進を図りました。また、薬物乱用防止教室の実施校数が年々増加しており、多くの児童・生徒に薬物の危険性について啓発できました。

【施策の課題】

- 児童館における遊び及び健全育成には、子どもの心身の健康増進を図り、知識・社会的適応能力を高め、情操を豊かにする役割が求められています。
- すでに食育の取組が行われている市町村や担当部署の人員が不足している市町村の計画作成に向けた誘導が必要です。
- 全国的に若年者による大麻などの乱用事犯が増加していることから、引き続き、広く啓発する必要があります。

施策目標	主な取組
23 教育環境の整備	(57) キャリア教育等の推進 (58) 地域特性を活かした魅力ある教育環境の整備 (59) 家庭及び社会教育への支援の促進 (60) いじめ、非行、不登校等に対する相談、連携体制の整備 (61) 経済的負担の軽減

【主な施策の取組状況】

○学校教育におけるキャリア教育等の充実のため、高校生インターンシップ推進事業や教員研修を実施

・インターンシップの全日制道立高校生の参加

⑳20,822人、㉑21,085人、㉒20,240人、㉓19,289人

○「新たな高校教育に関する指針」（「これからの高校づくりに関する指針」（H30.3～））に基づき、生徒の興味・関心、進路希望等に応じた魅力ある高校づくりを推進

○私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、専修学校等の管理運営のため助成

○「北海道家庭教育サポート企業等制度」の協定締結企業等の拡大を図り、家庭教育を支援するための職場環境づくりを推進

・㉔2,061社、㉕2,262社、㉖2,359社、㉗2,424社

○体験活動・ボランティア活動支援センターを設置し、体験活動に関する情報を収集・提供するとともに、学校や地域社会の連携によって、子どものボランティア活動等への参加を促す活動を支援

○臨床心理士等のスクールカウンセラーを小学校、中学校、高校、特別支援学校等に配置するとともに、問題を抱えた児童生徒の問題解決のため、社会福祉士等のスクールソーシャルワーカーを配置

○不登校児童生徒の学校復帰のため、適応指導教室、民間の施設や学校が連携した指導方法・対処法などの協議を行う不登校児童生徒支援連絡協議会の開催（各年度1回開催）

○子どもや保護者からの相談対応、関係機関との連携等により、問題解決につなげる支援を行うため、子ども相談支援センターの設置・相談の実施

○いじめの防止等に関係する機関・団体の連携を図るため、北海道いじめ問題対策連絡協議会を開催（㉘2回 ㉙1回 ㉚2回㉛2回）したほか、各教育局で地域いじめ問題等対策連絡協議会を開催

○児童相談所の児童福祉司による指導の一環として、ひきこもり・不登校児童の家庭に、メンタルフレンドを派遣

○子どもの居場所づくりを行う市町村に対する補助

・㉜2市町村 ㉝7市町村 ㉞5市町村

- ネットパトロール講習会等指導者養成研修会等の実施
 - ・ネットパトロール講習会：⑳15回（329名）、㉑15回（301名）、
㉒14回（269名）、㉓14回（260名）
 - ・保護者講習会：㉔49回（2,299名）、㉕82回（6,980名）、
㉖24回（1,982名）、㉗28回（1,641名）
- 経済的理由で就学困難な生徒に対し、奨学資金等を貸し付けることにより経済的負担を軽減
 - ・公立高等学校奨学資金貸付金：㉘1,630人、㉙1293人、㉚1,065人、㉛851人
 - ・公立高等学校定時制課程及び通信制課程生徒学資金貸付金
㉜106人、㉝82人、㉞89人、㉟69人
 - ・私立高等学校等奨学事業（貸付金）：㊱2,994人、㊲2,666人、㊳2,277人、㊴1,952人
 - ・私立高等学校等奨学事業（入学資金貸付金）：㊵139人、㊶145人、㊷107人、㊸81人

【施策の効果】

- 高校生インターンシップ推進事業の実施により、学校と地域や産業界等との連携が図られました。
- 家庭教育サポート企業等制度により、働く世代の方々に家庭教育の必要性・重要性について啓発し、企業内において家庭教育に対する意識付けが図られました。
- 体験活動ボランティア活動支援センターが毎月管内別に情報を発信をすることにより、参加希望者へ効果的に情報提供することができました。
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を拡充し、相談体制の充実が図られました。
- 子ども相談支援センターにおける相談対応により、児童生徒や保護者へ課題解決につながる支援を実施することができました。
- ネットパトロール講習会実施の効果もあり、インターネット上の不適切な書き込みの検出数が減少するなど、着実に効果が表れています。

【施策の課題】

- いじめや不登校の未然防止や早期対応のため、相談体制の一層の充実が必要です。
- 依然として多くの児童生徒がいじめに苦しんでいる状況にあり、学校だけでは解決できない場合もあるため、引き続き関係機関・団体における連携を図ることが必要です。
- 不適切な書き込みは減少しているものの、ネット上の個人情報の公開は後を絶たず、いじめや中傷につながることから、ネットパトロール講習会の継続実施等による、ネットトラブルの未然防止や早期発見・早期対応が必要です。
- 少子化等の影響もあり、奨学資金貸付実績については年々減少傾向にあるため、学校での啓発活動等の充実等を図るなど道民への周知が必要です。

施策目標	主な取組
24 若者への雇用環境の整備	(62)若者の就業支援体制の整備 (63)若者が地域にとどまり、働ける就労の場の創出

【主な施策の取組状況】

- 若年者の職業観・勤労観の早期形成を図るため、専修学校を活用し中学生を対象とした就業体験の取組を支援
 - ・⑳323 講座、㉑318 講座、㉒305 講座、㉓318 講座
- 高等技術専門学院において、訓練生の実践的な技能・技術の習得と産業界のニーズに応じた人材の育成を図ることを目的に職業訓練（施設内訓練）を行い、訓練生を対象としたインターンシップを実施
 - ・職業訓練（施設内訓練）：㉔34 科目・㉕34 科目・㉖33 科目、㉗33 科目
 - ・インターンシップ：㉘331 人・㉙292 人・㉚271 人、㉛261 名
- 若年労働者の雇用対策のため、職業安定機関、教育機関、経済団体等との密接な連携のもとに、地域の就職支援体制を整備し、面接機会を提供
 - ・㉜13 回、㉝12 回、㉞12 回、㉟12 回
- 高卒未就業者等の若年者に対し、職業訓練と企業実習を一体化させた実践的な職業能力開発（デュアルシステム訓練）を実施
 - ・㉟11 コース、㊱13 コース、㊲9 コース、㊳5 コース
- 私立専修学校等へ支援することにより、実践的職業教育の促進や修学上の経済負担の軽減等を図るなど、生徒が質の高い職業教育を受ける機会の確保
- 農業を担う青年農業者等の育成・確保を図るとともに、新規就農者向け農業基礎講座や交流会などの開催、青年農業者グループの活動支援等を実施
 - ・新規就農者向け研修会の開催：㉔3 回、㉕4 回、㉖3 回、㉗4 回
- 北海道漁業就業支援協議会を中心とした新規就業者の確保に向けた情報提供の充実・強化を図るとともに、漁業研修所などを活用した新規就業者に対する技術や知識の習得を促進
 - ・総合研修の開催：㉘47 人、㉙45 人、㉚34 人、㉛38 人

【施策の効果】

- 新規学卒者の就職内定率が上昇傾向にあるとともに、新規学卒就職者の就職後3年以内離職率も下降傾向にあるため、就業支援による一定の効果がありました。
- 就業体験の取組により、若年者の職業観・勤労観の早期形成が促進され、高等技術専門学院において、訓練生の実践的な技能・技術の習得と産業界のニーズに応じた人材の育成や、実践的な職業能力開発により、安定就労へ円滑な移行が図られました。
- 学校で実施した授業料軽減事業に対する助成により、教育機会の確保や、経済的負担の軽減が図られました。

- 近年、本道の新規就農者数は 600 人弱で推移しており、それら新規就農者が研修会や交流会、青年農業者グループ活動に参加することにより、知識・技術の向上や情報交換・仲間づくりにつながりました。
- 漁業研修終了者は、本道の水産業の次代の担い手として、また、各地域の漁村のリーダーとして活躍しています。

【施策の課題】

- 新規学卒就職者の就職後 3 年以内離職率低下傾向にあるものの、全国に比べ高い状況にあるので、引き続き、関連施策を展開していく必要があります。
- 一人でも多くの新規就農者が参加できるよう、今後とも、普及センターや農協など地域の関係団体と連携し、取り組みを進めていく必要があります。
- 漁業就業者が減少・高齢化する中、漁業就業フェアによる就業機会の提供や各種研修等の実施による新規就業者を確保していく必要があります。



施策目標	主な取組
26 教育環境の整備 27 生活環境の整備	(68)木育の促進 (69)子育てに配慮した住宅の供給促進 (70)安全な道路交通環境等の整備 (71)子育てバリアフリー等の整備 (72)犯罪に巻き込まれない安全で安心な地域づくり等の促進

【主な施策の取組状況】

- 地域材を活用した学校関連施設等の木造化・内装木質化（⑳㉑㉒）
- 子どもからお年寄りまで安心して暮らせる住まいの実現を目標として計画的に道営住宅を整備
- 子育て世帯等の入居を拒まない賃貸住宅の登録や賃貸住宅への入居に係る情報提供・相談などの生活支援を行う居住支援法人の指定により、子育て世帯の民間賃貸住宅への入居に関する支援を実施
- 「北海道福祉のまちづくり条例」に基づき公共的施設において、授乳用のスペースの設置など、生活空間全体のバリアフリー化を推進
- 授乳やおむつ交換ができる場所を有する施設を「北海道赤ちゃんのほっとステーション」として登録
 - ・登録数：㉑275 施設、㉒279 施設、㉓290 施設、㉔322 施設
- 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業（スクールガードリーダーの巡回指導、スクールガード育成講習会、スクールガード養成講習会、子どもたちの見守り活動）を実施
- 北海道青少年健全育成条例に基づき、有害情報の制限やインターネットの利用に係る健全な環境の整備などの諸対策を推進（立入調査、有害情報対策（道民フォーラム））
- 学校や地域の実情に応じた安全教育の普及や子どもを守る体制の整備（㉕㉖㉗）
 - ・学校安全教室：㉕3 管内、㉖3 管内、㉗3 管内
 - ・学校安全推進会議：㉕14 管内、㉖14 管内
- 学校、保護者、関係機関等が連携した防犯等に関する実践資料の作成・配布（㉘㉙㉚）

【施策の効果】

- 学校関連施設などの公共施設の木造化・木質化により、道民が木材にふれあう機会が創出されました。
- 子育て世帯が民間賃貸住宅に入居しやすい体制が整備されました。

- 子どもに対する交通安全教育の一層の充実を図ることができました。
また、ボランティアの協力による通学路の安全確保など、関係機関や地域との連携を強化することができました。
- 地域と連携した取組等を掲載した安全教育実践事例集の作成及び活用を促進し、安全教育の推進に資することができました。
- 北海道福祉のまちづくり条例に基づくバリアフリー化の推進、北海道赤ちゃんのほっとステーション登録等促進事業により、乳幼児を抱える親子が安心して外出できる環境整備が図られました。
- 道民フォーラムにより、インターネットのトラブルや安全・安心な利用に関する意識醸成が図られました。

【施策の課題】

- 子育て世帯等の入居を拒まない住宅の登録の更なる供給促進のため、制度の普及啓発が必要です。
- 全ての市町村において、通学路交通安全プログラムを策定する必要があります。
- 北海道赤ちゃんのほっとステーションについて、企業・団体に対する登録促進の一層の働きかけが必要です。



施策目標	主な取組
28 市町村における取組の支援	(73)定住や移住促進に向けた取組への支援 (74)総合振興局・振興局による市町村支援

【主な施策の取組状況】

- 移住希望者の総合相談窓口となる「北海道ふるさと移住定住推進センター」を東京で運営、特定の地域を集中的にPRしセミナーや個別相談会を開催する「北海道ウィーク」を実施（[28](#)[29](#)[30](#)）
- 北海道への移住を促進するため、就業体験と体験移住をセットにした移住希望者と市町村のマッチング事業（[27](#)12市町、[28](#)7市町、[29](#)5市町村、[30](#)5町）を実施
- 民間や市町村主体の移住施策を促進し官民連携した取組を主導する「官民連携加速プロデューサー」をNPO法人住んでみたい北海道推進会議に配置（[28](#)[29](#)[30](#)）
- 道外からの人材誘致を促進するため、U・Iターン求人求職情報提供システムによる求人・求職情報の提供を行うとともに、大都市圏の大学の就職相談会や民間就職説明会において道内求人情報の提供
 - ・U・Iターン求人求職情報提供システム
就職決定者： [27](#)17人（うち、U・Iターンフェア9人）、
[28](#)10人（うち、U・Iターンフェア3人）、[29](#)7人、[30](#)2人
 - ・首都圏、関西圏の民間就職説明会への参加（開催場所：東京都、大阪府、愛知県）
[27](#)就職決定者：3名 [28](#)就職決定者：5名 [29](#)就職決定者：3名 [30](#)就職決定者：2名
- 少子化対策圏域協議会を全振興局で運営

【施策の効果】

- 北海道ふるさと移住定住推進センターの認知度が高まり、相談件数が増加しており、官民連携加速プロデューサーの配置や地域資源を活かした仕事の掘り起こしにより、移住施策の推進が図られました。
- 北海道U・Iターンフェア等各事業を通じ、多くのU・Iターン希望者に道内求人情報の提供を行い、U・Iターン就職の促進が図られました。

【施策の課題】

- 市町村独自で開催する移住イベントでは、集客に苦勞することが多く、幅広く多くの方に事業をPRすることが必要です。
- 道内高校卒業者の約3割が道外の大学に進学するなど道外への流出が続き、道内産業の人手不足な顕著となっており、引き続き、道外からU・Iターンの促進を図っていく必要があります。